

上市町義務教育学校整備事業

付帯事業の実施に係る基本協定書（案）

令和8年9月

上市町

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (当事者の義務)	1
第3条 (本協定の有効期間)	1
第4条 (付帯事業実施企業の契約上の地位)	2
第5条 (保証金)	2
第2章 付帯事業の実施	2
第6条 (事業の実施)	2
第7条 (付帯施設の用途指定)	3
第8条 (事業内容の変更)	3
第9条 (是正措置等)	3
第10条 (設計図書等の著作権)	3
第11条 (関連契約の締結等)	4
第12条 (費用負担)	5
第13条 (自己責任)	5
第14条 (談合等の不正行為に係る本協定の解除及び損害の賠償)	5
第15条 (関連契約を締結等できない場合の処理等)	6
第16条 (本協定の解除)	6
第17条 (法令変更及び不可抗力に対する措置)	7
第3章 その他	7
第18条 (損害賠償)	7
第19条 (秘密保持)	7
第20条 (本協定の変更)	7
第21条 (準拠法及び管轄裁判所)	7
第22条 (規定外事項)	7

上市町義務教育学校整備事業

付帯事業の実施に係る基本協定書

上市町義務教育学校整備事業（以下「本事業」という。）に関して、上市町（以下「町」という。）と入札参加グループである[]グループの付帯事業実施企業である[]【事業予定地において複合公共施設の一部（余剰容積）を活用する場合には、SPCを記載：「付帯事業実施企業である[]】（以下「付帯事業実施企業」という。）との間で、以下のとおり合意し、付帯事業の実施に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、特に明示のない限り、本協定において用いられる用語の定義は、本事業に係る入札説明書に定めるとおりとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、入札参加グループである[]グループの代表企業、構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業が本事業を実施する事業者として決定したことを確認し、町、付帯事業実施企業との間で付帯事業の実施に係る双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 町及び付帯事業実施企業は、付帯事業の実施に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 付帯事業実施企業は、本事業の遂行、第11条に定める事業用定期借地権設定契約等【※提案内容に応じて締結する契約を設定する】の関連契約（以下「関連契約」という。）を締結等するための協議において、入札説明書等及び上市町義務教育学校整備事業事業提案書（以下「事業提案書」という。）の内容を遵守するとともに、本事業の入札手続における町の要望事項を尊重しなければならない。

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、関連契約の履行が全て終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の有効期間の満了にかかわらず、第10条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条及び第21条の規定の効力は存続するものとする。

2 関連契約が締結等に至らなかった場合、当該関連契約締結等の不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第10条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条及び第21条の規定の効力は存続するものとする。

3 町と入札参加グループである[]グループの代表企業及び構成企業の出資により本事業を実施する特別目的会社との間で、事業契約の締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第10条、第

14条、第15条、第16条、第18条、第19条及び第21条の規定の効力は存続するものとする。

(付帯事業実施企業の契約上の地位)

第4条 町の事前の承諾がある場合を除き、付帯事業実施企業は、本協定の契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供、その他の方法により処分できないものとする。

(保証金)

第5条 付帯事業実施企業は、本協定に基づいて生ずる一切の付帯事業実施企業の債務を担保するため、本協定が成立したときに、町に対し保証金として事業提案書様式I-2②事業収支計画表（付帯事業）に記載する付帯施設の解体・撤去費相当の金額を預託しなければならない。

2 町は、付帯事業実施企業に本協定に関して発生する債務の支払遅延が生じたとき、催告なしに保証金をこれらの債務の弁済に充当することができるものとする。この場合には、町は、弁済充当日、弁済充当額及び費用を付帯事業実施企業に書面で通知する。

3 付帯事業実施企業は、前項により町から弁済充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から30日以内に町に対し保証金の不足額を追加して預託しなければならない。

4 保証金は、第11条第1項の規定による関連契約の締結等後、関連契約に規定する保証金の一部に充てるものとする。ただし、余剰がある場合には、余剰分を速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

第2章 付帯事業の実施

(事業の実施)

第6条 付帯事業実施企業は、入札説明書等、要求水準書等、事業提案書に基づいて本事業における民間収益事業を実施するものとする。

2 付帯事業の実施は、本事業との相乗効果が期待され、かつ、本施設の用途又は目的を妨げない範囲において実施可能とするが、事業提案書にて提案し、町が承諾した事業に限るものとする。

3 付帯事業実施企業は、付帯事業の実施に当たり、事前に町に実施計画書を関連契約の締結等の前【許可の場合は「行政財産の目的外使用許可の申請前」】までに提出し、承諾を得なければならない。

4 付帯事業実施企業は、特に安全面等、付帯事業の実施に係る全ての管理責任を負うものとし、実施計画書に定める事業内容を、自己の責任において実施しなければならない。

5 付帯事業実施企業は、付帯施設に係る設計業務、建設業務、工事監理業務の進捗状況及び内容に関して、定期的に町に報告するものとし、町の要請があったときには、随時報告を行うこととする。

6 付帯事業実施企業は、付帯事業に係る事業報告（収支決算書を含む）を、毎会計年度の最終日から起算して60日以内に提出するものとする。

(付帯施設の用途指定)

第7条 付帯事業実施企業は、付帯施設を、以下の用途に使用、又は以下の用途に使用する者に賃貸することはできないものとする。

- (1) 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他周辺環境の品位や価値を損なう用途
- (2) 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途
- (3) 以下の団体による利用
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体
 - イ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(4) その他社会通念上、公共施設と並存することが不適当な用途

2 付帯事業実施企業は、付帯施設を、要求水準書及び提案書に基づき町と協議の上決定した本施設の開館時間帯外に営業を行う用途に供する場合は、町の書面による承諾を得るものとする。

(事業内容の変更)

第8条 付帯事業実施企業は、事業提案書にて提案していない内容に実施計画書を変更することはできない。ただし、真にやむを得ない理由により、実施計画書の実行が困難となった場合は、6か月前までに町に報告し、町と協議を行った後、町の書面による承諾を得たうえで事業の中止、用途変更することができるものとする。なお、事業を中止する場合、町は本協定を解除することができ、この場合、町は本協定解除に関する一切の費用等を負担しないものとする。

(是正措置等)

第9条 町は、付帯事業実施企業が第7条又は前条に違反した場合、直ちに付帯事業実施企業に是正措置を要求することができる。万一、付帯事業実施企業が速やかに是正措置に応じない場合、町は、本協定を解除することができる。この場合、町は本協定解除に関する一切の費用等を負担しないものとする。

2 前項の場合、町は、付帯事業実施企業より預託を受けている本協定に基づく保証金は返還しないものとする。また、付帯事業実施企業は、付帯施設の賃借人に対する営業保証金、損害賠償等に係る一切の費用等を負担するものとする。

(設計図書等の著作権)

第10条 町が本事業に必要とされる情報の公開に関して付帯施設の設計図書等の使用を求めた場合、付帯事業実施企業はこれに協力するものとする。

2 付帯事業実施企業は、町による設計図書等の使用により、第三者の有する著作権及び著作者人格権の侵害が生じないよう必要な措置をとるものとする。

- 3 付帯事業実施企業は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害したため、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その合理的な範囲の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 4 付帯事業実施企業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、付帯事業実施企業が負うものとする。

(関連契約の締結等)

第11条 付帯事業実施企業は、本協定締結後、付帯施設の着工日までに、入札説明書等及び要求水準書等において町が提示した条件及び事業提案書の内容に基づき、町が定める次の各号のいずれかの方法により、関連契約を締結等しなければならない。

- (1) 事業予定地において余剰地を活用する場合、又は小学校跡地において土地を活用する場合、町及び付帯事業実施企業は、事業用定期借地権設定契約を締結する。
 - (2) 事業予定地において複合公共施設の一部（余剰容積）を活用する場合、又は小学校跡地において既存校舎等を活用する場合、付帯事業実施企業は町に行政財産の目的外使用許可を申請し、町の許可を受ける。【又は、「町と付帯事業実施企業は、行政財産貸付契約を締結する。」】
- 2 付帯事業実施企業は、関連契約の締結等の前【許可の場合は「行政財産の目的外使用許可の申請前」】までに、付帯施設の詳細図面、工事内容を記載した施工計画書（以下「付帯施設施工計画書」という。）を町に提出しなければならない。町は、付帯事業実施企業の提案内容が入札説明書等及び要求水準書等において町が提示した条件及び事業提案書の内容に合致し、かつ、関係法令等に反していないと認める場合、当該契約を締結等する。
 - 3 付帯事業実施企業は、前項の契約を締結等した後、速やかに付帯施設の整備工事に着手しなければならない。
 - 4 付帯事業実施企業は、付帯施設施工計画書の承諾後、工事着手日の1週間前までに、工事着手日、工事完成日及び営業開始日を定めた工程表を書面により町へ提出し、承諾を得なければならない。
 - 5 工事実施に当たり、必要な調査や法令等の手続は、付帯事業実施企業の負担とする。
 - 6 付帯事業実施企業は、賃料等として事業者提案に基づき町が認めた金額を、町に支払うものとする。
 - 7 付帯事業実施企業は、関連契約に付された各種条件、入札説明書等において町が提示した条件及び提案書の内容に基づき、適切に管理運営を行うものとする。
 - 8 付帯事業実施企業は、付帯施設については関連契約終了時には、土壤汚染の無いことを確認したうえで、自己の費用をもって施設を収去し、付帯事業実施企業の責めにより汚損若しくは破損した部分を本協定締結時点の原状に回復の上、町の立会いのもとで付帯施設の敷地を返還しなければならない。
 - 9 町と本事業を実施する特別目的会社との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、町と付帯事業実施企業は関連契約を締結等しないものとする。

(費用負担)

第12条 付帯事業は、付帯事業実施企業の独立採算事業として実施するものとし、付帯事業に要する費用は全て付帯事業実施企業の負担とするものとする。なお、付帯事業実施企業が独立採算事業として実施する範囲には、以下の費用を含むものとする。

(1) 付帯施設の設計・建設に関する費用

- ① 施設の設計費
- ② 施設の建設費
- ③ 施設の工事監理費
- ④ 施設の申請及び登記に係る費用

(2) 付帯施設の維持管理・運営に関する費用

- ① 維持管理費（修繕・更新費、設備点検、警備、清掃等に係る費用）
- ② 施設運営費
- ③ 光熱水費

(3) 使用料及び保証金

(4) 付帯施設所有に係る公租公課

(5) 保険料

(6) 事業終了時における施設除去費及び原状復旧費

2 付帯事業の実施に係る会計は、本事業を実施する特別目的会社が事業契約に基づき実施する業務の会計と独立したものとしなければならない。

(自己責任)

第13条 付帯事業実施企業は、付帯事業の実施に関する一切の責任を負うものとする。

2 付帯事業実施企業（若しくは付帯事業実施企業の協力者・受託者・下請人等の関係者）が本事業における付帯事業の実施の過程で第三者に損害を及ぼしたときは、付帯事業実施企業はその一切において自己の責任で対応する。

3 不可抗力により付帯事業の実施に関連した事項について事故・トラブル等が発生した場合、付帯事業実施企業が、その当該事故・トラブルにより発生した一切において自己の責任で対応する。

(談合等の不正行為に係る本協定の解除及び損害の賠償)

第14条 町は、第11条第1項の規定による関連契約の締結等の前【許可の場合は「行政財産の目的外使用許可を与える前」】に、本事業の入札手続に関し、付帯事業実施企業において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、関連契約を締結等しない【許可の場合は「付帯事業実施企業に当該許可を与えない」】ことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条の2、第8条の3又は第20条の2から第20条の6までのいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

- 2 付帯事業実施企業において前項各号のいずれかの事由が生じた場合、付帯事業実施企業は、町の請求に基づき、事業提案書様式 I-2②事業収支計画表（付帯事業）に記載する付帯施設の解体・撤去費相当の金額を賠償金として、町の指定する期間内に町に支払うものとする。
- 3 前項の賠償金は、第 5 条第 1 項の保証金を充てることができるものとする。
- 4 第 2 項の賠償金によっても町が被った損害が回復されない場合は、その部分に係る賠償金を付帯事業実施企業は町に支払うものとする。
- 5 付帯事業実施企業が第 2 項及び第 4 項の賠償金を町の指定する期間内に支払わないときは、付帯事業実施企業は、当該未払額につき、当該期間を経過した日から当該未払額の支払をする日までの日数に応じ、本協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（次条において「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した金額を遅延損害賠償金として、町に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（関連契約を締結等できない場合の処理等）

- 第 15 条 町及び付帯事業実施企業のいずれの責めにも帰さない事由により、関連契約を締結等できなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、町及び付帯事業実施企業が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、町と付帯事業実施企業とは、相互に債権債務関係の生じないものとする。
- 2 付帯事業実施企業の責めに帰すべき事由により、関連契約を締結等できなかった場合には、付帯事業実施企業は事業提案書様式 I-2②事業収支計画表（付帯事業）に記載する付帯施設の解体・撤去費相当の金額を賠償金として町に支払うものとする。
 - 3 前項の賠償金は、第 5 条第 1 項の保証金を充てることができるものとする。
 - 4 第 2 項の賠償金によっても町が被った損害が回復されない場合は、その部分に係る賠償金を付帯事業実施企業は町に支払うものとする。
 - 5 付帯事業実施企業が第 2 項及び第 4 項の賠償金を町の指定する期間内に支払わないときは、付帯事業実施企業は、当該未払額につき、当該期間を経過した日から当該未払額の支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した金額を遅延損害賠償金として、町に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（本協定の解除）

- 第 16 条 町又は付帯事業実施企業のいずれか一方が本協定に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいつでも本協定を解除することができ、本協定に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本協定締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

(法令変更及び不可抗力に対する措置)

第17条 町及び付帯事業実施企業は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本協定に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本協定に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は法令変更又は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 町及び付帯事業実施企業は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用の発生が予想される場合にあっては、付帯事業実施企業が当該増加費用の額を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について町と協議しなければならない。

3 付帯事業実施企業は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本協定の有効期間中に発生した追加費用及び損害額を負担するものとする。

第3章 その他

(損害賠償)

第18条 付帯事業実施企業は、付帯事業の実施に関し、付帯事業実施企業の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合には、町又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

2 付帯事業実施企業は、前項の損害賠償に係る費用負担に備えるため、事業期間中、第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならないものとする。

(秘密保持)

第19条 町及び付帯事業実施企業は、本事業において知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合及び町が法令（条例を含む。）に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第20条 本協定の規定は、町及び付帯事業実施企業の書面による合意によらなければ変更することはできないものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第22条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ町と付帯事業実施企業が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、町及び付帯事業実施企業が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

富山県中新川郡上市町法音寺1番地

上市町長 印

付帯事業実施企業 【 住 所 】
【 付帯事業実施企業名 】
【 代表者名 】 印